

## 労災事故ゼロを目指して



### 労働災害の発生状況

	令和2年1月～12月	令和元年1月～12月	対令和元年比率
死傷者数	114,669人	112,219人	+2,450人 (2.2%)
うち死亡災害	718人	763人	-45人 (-5.9%)

労働者死傷病報告書（死亡災害及び休業4日以上）の届出よりまとめられた令和2年と令和元年の1月時点の速報値では、**令和2年は死亡事故は減少しましたが、事故によって4日以上休業する人数は増加**していることとなります。事故の内容は**転倒（27,509人）**が一番多く、次に**墜落・転落（19,138人）**となっています。令和2年はコロナの影響により、**休業を余儀なくされた企業が多かった状況を鑑みると、労災の発生率は想定以上に高まっている可能性**が考えられます。

全体	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～
114,669人 (100%)	2,301人 (2.0%)	14,077人 (12.3%)	15,578人 (13.6%)	23,709人 (20.7%)	28,131人 (24.5%)	30,873人 (26.9%)
<b>全体の51.4%</b>						

年齢階層別にみると、**50歳以上が全体の5割**を占めています。高齢化社会によってそもそも高年齢者の人数自体が多いことも挙げられますが、**高年齢者の場合は同様の傷病でも長期化しやすい**という点も考えられます。これからは労働寿命が延びて70歳まで働く人が増加していくため、特に高年齢者の労災防止対策が、事業場での労災ゼロのために必要となっています。

### 労災事故防止の簡易チェックリスト



安全衛生教育を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働者の雇入れ時、作業転換時、作業場の管理者に教育を行っている</li> <li>●法定資格の必要な作業には有資格者以外を従事させないように徹底している</li> </ul>	
転倒災害防止のための措置を講じていますか？	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●整理・整頓を行い、通路・階段・出入口付近に物を放置しない</li> <li>●濡れた床は放置せず、作業靴は耐滑性があるものを用意している</li> <li>●段差のある箇所や滑りやすい場所などに標識をつけている</li> </ul>	
高年齢労働者に配慮した措置を講じていますか？	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通路など、安全に移動できるように十分な明るさ（照度）を確保している</li> <li>●階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消している</li> </ul>	
労働災害防止に関する情報を共有するための措置を講じていますか？	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業場内外における危険箇所について、労働者間で情報を共有し、注意喚起している</li> <li>●危険予知訓練（KYT）を導入し、実施している</li> </ul>	

上記は各業種に共通する労災防止のためのチェックリストですが、高所作業や大型機械を動かす業種においては、落下防止や巻き込まれ防止など、**業務内容に応じた防止対策を講じる必要**があります。厚生労働省のwebページや各労働基準監督署には、業種別の労災防止パンフレットがありますので、参考にするとうれいでしょう。

事業主には労働者の安全に配慮する義務（**安全配慮義務**）が課せられているため、労働者が安全に働くことのできる環境の整備を心掛けましょう。

鬼のマスクはいいマスク  
つよいぞ～つよいぞ～

つけよう  
つけよう  
鬼のマスク～

みんなでつけよう  
鬼のマスク～



### おしながき

- ▶ 労災事故ゼロを目指して … P 1
- ▶ 社会保険の適用拡大 … P 2
- ▶ 助成金ニュース … P 3
- ▶ 人事労務ニュース … P 4
- ▶ スタッフ紹介 … P 4
- ▶ 先月号の記事の訂正について … P 4

### 2月・3月の労務/税務

- 2月10日
  - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
  - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 2月16日
  - 確定申告の受付開始
- 3月1日
  - 社会保険料の納付
  - 外国人雇用状況の届出
- 3月10日
  - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
  - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 3月15日
  - 確定申告の期限
- 3月31日
  - 社会保険料の納付
  - 外国人雇用状況の届出



社会  
保険

# 社会保険の適用拡大

## 社会保険の適用拡大とは

短時間労働者の社会保険（厚生年金保険、健康保険）の加入について

### 原則

1週間又は1か月の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の労働者

### 例外

- 70歳未満の社会保険の被保険者数が**500人を超える**企業で従事する労働者のうち、
- 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
  - 継続して1年を超えて使用されることが見込まれること
  - 報酬額が月88,000円以上であること
  - 学生でないこと

法人単位で月ごとに被保険者数をカウントし、直近12か月のうち6か月で100人を超えると対象（その後、100人以下となっても対象のまま。100人以下となった場合は被保険者3/4以上の同意で対象外とできる。）

## 適用拡大（2022年10月～）

### 例外

- 70歳未満の社会保険の被保険者数が**100人を超える**企業で従事する労働者のうち、
- 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
  - 継続して**2か月を超えて**使用されることが見込まれること
  - 報酬額が月88,000円以上であること
  - 学生でないこと

対象労働者を洗い出し、制度等の説明が必要

**2024年10月には、被保険者数が50人を超える企業が対象に！！**

50人って・・・  
うちの会社も！？



## なぜ拡大するのか？

適用拡大は「長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため」とされており、高齢化する日本における**保険給付に対する国費負担の軽減**が主な目的となっています。右記の表の通り、適用拡大に伴う大幅な事業主負担の増加によって、国費負担の減少が見込まれています。

	100人超	50人超
新たに適用となる人数	45万人	65万人
事業主負担の増加	1,130億円	1,590億円
国費への効果	310億円減少	430億円減少

## 適用拡大に向けたスケジュールイメージ

※被保険者50人を超える企業への更なる拡大へ向けでも、適用拡大スタートを2024年10月と読み替えてお考え下さい。

2021.1	2022.1	2022.8	2022.10
<ul style="list-style-type: none"> <li>●適用拡大の対象となるかを検証（被保険者100人超が6か月以上）</li> <li>●適用拡大の対象となる場合、<b>新たに保険加入が必要な労働者</b>をリストアップし、今後の方針を固める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適用拡大により新たに社会保険加入が必要となる労働者への説明（加入メリットや働き方の変化等）</li> <li>●必要に応じて労働条件の変更等</li> <li>●条件変更による人員配置などを調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●8月に適用拡大対象企業へ通知予定</li> <li>●新たに被保険者となる労働者の加入手続の準備</li> </ul>	<p><b>適用拡大スタート</b></p>

適用拡大の対象となる企業で、特に重要になってくるのが**今まで加入がなかった週20時間以上の短時間労働者への説明と対応**です。「500人超」を対象とした平成24年の制度改革の際は、労働時間を短縮した人（32.7%）よりも、社会保険に加入して労働時間を延長した人（57.9%）の割合が多くなっています。社会保険加入により給与から保険料が引かれることになるため、対象の短時間労働者に対するきちんとした説明・対応を怠れば、適用拡大の対象ではない企業へと人材が流出してしまう可能性もあります。適用拡大はもう約1年半後に迫っています。対象企業となりそうな場合は今からの検討・準備が必要です。

# 助成金ニュース

## 判子省略による申請様式の変更



新型コロナウイルスの感染拡大に基づく、いわゆる出社しない働き方の推奨に当たって、政府は判子の廃止を含めた改革を進めており、行政手続の押印必要書類14,992件のうち83件を除く99%を廃止する予定ですが、助成金についても判子省略による様式変更が随時行われています。

例えば、コロナ禍の雇止め防止に大きな効果をもたらしている雇用調整助成金では、

- ・様式新特第7、8号 支給申請書（休業等）
- ・様式新特第6号 支給要件確認申立書

**申請様式への捺印が不要となっています。**

### ★様式新特第9号 休業・教育訓練実績一覧表

従業員代表の捺印が必要だった様式ですが、別途**チェックボックス**が新設されました。労使（特に従業員代表）で内容を確認し、チェックマークを入れる必要があります。

（※従業員代表の氏名欄は記名のみも可能ですが、弊社では、従業員代表の自署による署名を推奨しております。）

○事業主及び協定をした労働組合又は労働者代表は、本表に記載した内容（③、⑦、⑩、⑫を除く）が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。	
○また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取り扱いがないことを誓約します。	
協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。（チェックボックスに要チェック）	<input checked="" type="checkbox"/>
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であつて使用者の意向に基づき選出された者でないこと。（チェックボックスに要チェック）	<input checked="" type="checkbox"/>

### 省略が認められない様式も・・・

**キャリアアップ助成金については、対象従業員の自署による署名は省略できません。**

※その他助成金においても省略できない場合あり

## 今後に向けた助成金受給環境の整備

助成金は、各企業と労働者が納めている保険料を主な財源として、雇用促進や雇用環境整備などを行う企業を助成するものです。そのため、国民の保険料を財源として助成する以上は、法令を遵守し、助成金を受給できる環境が整っている企業であることが必要となります。



### 法定帳簿

- 労働者名簿
- 出勤簿
- 賃金台帳

### 各種協定

- 36協定
- 各種変形労働時間制
- 休業協定 など

### 各種規程

- 就業規則（定時社員等）
- 給与規定
- 育児・介護休業規程 など

### 労働保険

- 労働保険料の納付
- 雇用保険適用事業所の設置
- 対象者の加入・喪失 など

**法定帳簿・各種協定・各種規程の適正な作成及び保管、労働保険に関する適正手続は、助成金を受給する上で欠くことはできません。**（○の協定等は、助成金の種類や事業所の実態によって不要な場合あり）

例えば、賃金台帳は助成金申請の添付書類として提出する機会が多い帳簿ですが、法定項目となっている出勤日数や労働時間の記載がない場合は、他の助成金の要件を満たしていても、申請が受理されません。

2021年度の助成金は4月からスタートしますが、このコロナ禍で各種助成金を活用していきたいと思う企業は、今から受給環境の整備を始めておきましょう。一部の人気助成金は年度途中で申請が締切になる場合もあるため、事前に整備ができていれば、要件に合致するだけで申請がスムーズにできる可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症の特例によって雇用調整助成金を受給した事業主の皆様へ

**今後、申請に関する調査があります。申請に関わる各種書類は5年間保管を忘れずに。**

# ピックアップ人事労務ニュース

## 雇用調整助成金 緊急事態宣言解除の翌月まで延長へ



特例期間が令和3年2月28日まで延長されている雇用調整助成金ですが、今後の方針が公表されました。いずれも現時点（1月26日）の予定の為、緊急事態宣言解除への動向と今後の詳細公表に注視が必要となります。

### 延長

「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで」 (※2月7日で解除された場合は3月末まで)



「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間」 (※2月7日で解除された場合は4月1日から)

### 原則

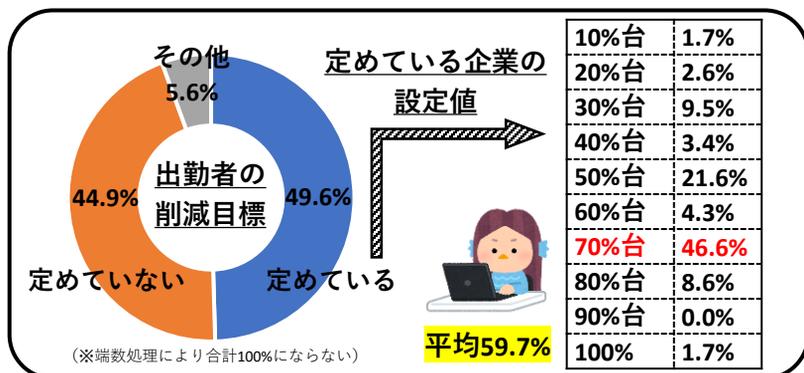
- ・雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限：13,500円（現行15,000円）
- ・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率：9/10（現行10/10）

### 例外

- ・感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業の雇用維持を支援するための特例（上限額15,000円、助成率最大10/10）

## 緊急事態宣言再発令に対する企業対応

※1月15日時点で緊急事態宣言が発令された1都2府8県のうち『労政時報』を購読している企業234社のwebアンケート結果より



この度の緊急事態宣言の再発令を受け、対象地域では感染拡大防止に対する企業の対応が求められています。

その対応として在宅勤務に関する変更・拡充を行っているのが44%で1位となっています。出勤者の削減目標は約半数の企業が設定しており、そのうち46.6%の企業は政府が目標とする7割減を設定しています。

緊急事態宣言解除が見通せない中、対象地域では在宅勤務によって出勤者の減少に取り組む企業努力が伺えます。

## スタッフ紹介

HRチーム

沖野 智奈美  
(おきの ちなみ)

<血液型>  
A型  
<趣味>  
音楽鑑賞

昨年11月に入社し、HRチームへ所属致しました。以前は倉庫業、通信業界にて一般事務、営業事務、SEの仕事に携わっておりました。未経験の分野ですが、早く知識を身に付け、皆様のお役に立てるよう日々精進いたします。今後とも末永くよろしくお願い致します。



## 先月号の記事の訂正について

2021年1月号の事務所だよりのお客様紹介のコーナーにてイービーエス株式会社様のPCR検査キットの紹介をさせていただきました。

記事の中では、チルドゆうパックにて郵送できる旨を記載しておりましたが、日本郵政より、原則としてPCR検体をゆうパックで取り扱わないことが公表されました。（例外として三重包装をしている場合等は送付可）

イービーエス株式会社様への直接の持ち込みは継続して可能となっております。詳しくはサトーの担当指導員までご確認ください。

社会保険労務士法人サトー  
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)  
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081